

宮城県公報

行 宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

○健康増進法施行細則の一部を改正する規則

（健康推進課）

一

告 示

○県営土地改良事業の完了

（農村振興課）

一

○県営土地改良事業の換地処分

（農村整備課）

一

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第一号漁業者）

（水産林政総務課）

二

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）

（同）

二

○保安林の指定施業要件の変更

（森林整備課）

二

○道路の区域変更

（道路課）

三

公 告

○開発行為に関する工事の完了（二件）

（建築宅地課）

三

規 則

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十三号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成十五年宮城県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「（介護保険法第7条第22項に規定する施設）」「（老人福祉法第5条の3に規定する施設）」「（児童福祉法第7条に規定する施設及び社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの）」「（生活保護法第38条、身体障害者福祉法第5条第1項及び社会福祉法第2条に

規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの）」及び「（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。」を削る。

様式第二号及び様式第三号中「（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の健康増進法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の健康増進法施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第八百十号

県営土地改良事業に伴う工事の完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和元年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
赤井堀	農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業（ため池等整備事業（用排水施設整備工事））	令和元年七月十九日

○宮城県告示第八百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和元年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

下志田地区

二 処分の年月日

令和元年九月九日

○宮城県告示第八百十二号

漁業災害補償法（昭和三十一年法律第五十八号）第二百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和元年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	水 域	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数
宮城県 加入区 第二号 加入区	共第百十 二号漁業 権の区域	宮城県漁 業協同組 合の北三 支所（海 支所）の 沖合（海 支所）の 線沖合（海 支所）の 未沖合（海 支所）の 満（区域）	令和元年九 月十九日	石巻市北上町十三浜字 大室十一二十六 佐々木市夫 石巻市北上町十三浜字 小滝五十一 阿部甚一	漁業災害補 償法施行令 （昭和三十 九年政令第 二百九十三 号）第五十三 条に規定する あわびをと る漁業	二百三人
宮城県 加入区 第五号 加入区	共第百三 十一号及 び共第百 三十二号 漁業権の 区域	宮城県漁 業協同組 合の石巻 地区支所 の地区代 うの田代 浜の区域 （海岸線 沖合（海 支所）の 線沖合（海 支所）の 未沖合（海 支所）の 満（区域）	令和元年九 月十九日	石巻市田代浜字仁斗田 五十一 遠藤常雄 石巻市田代浜字大泊五 十八 津田元秋	漁業災害補 償法施行令 （昭和三十 九年政令第 二百九十三 号）第五十三 条に規定する あわびをと る漁業	十四人

○宮城県告示第八百十三号

漁業災害補償法（昭和三十一年法律第五十八号）以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和元年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 十八加入 区	平成十九年宮 城県告示第 百十八号（漁 業）	令和元年九 月十七日	東松島市宮戸字柳の浜 八 桜井 甚一	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令）	十四人

○宮城県告示第八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県第 二十一加 入区	平成十九年宮 城県告示第 百十八号（漁 業）に基づく 漁業協同組 合の設置に 関する規定 （昭和三十 九年政令第 二百九十三 号）第五十三 条に規定する あわびをと る漁業	令和元年九 月十七日	塩釜市浦戸桂島字庵寺 四十一 有限会社千葉水産 塩釜市浦戸桂島字庵寺 百九十三 浦戸合同会社	令第二十九 号（昭和三十 九年政令）第 百九十八号 の四に規定 するのり養殖 業	三人
宮城県第 二十二加 入区	平成十九年宮 城県告示第 百十八号（漁 業）に基づく 漁業協同組 合の設置に 関する規定 （昭和三十 九年政令第 二百九十三 号）第五十三 条に規定する あわびをと る漁業	令和元年九 月十七日	宮城県七ヶ浜町東宮浜 字左道十五 一 佐藤俊勝 宮城県七ヶ浜町代ヶ崎 浜字向田二十七 一 石森喜一	令第二十九 号（昭和三十 九年政令）第 百九十八号 の四に規定 するのり養殖 業	四十二人

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林

整備課）及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年十月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 角田山元線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
角田市島田字諏訪部二七番一地从先から 同市島田字諏訪部二七番三地先まで		前	後
		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		九・一 一・九	三〇・八
		九・五 一四・六	三〇・八

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
多賀城市新田字北熊ノ田七十八番五

仙台市宮城野区田子二丁目十八番一―百七号

伏見 亮太

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年十月八日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿郡女川町針浜字浜中二百五十五番二

牡鹿郡女川町針浜字浜中八十六番地

木村 哲夫